

住宅・建築物耐震改修事業(防災・安全交付金等の基幹事業)

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助（地方公共団体による補助制度の整備が必要）

住宅

耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

拡充 (避難路沿道にある耐震診断が義務付けられた戸建住宅に係る補助限度額の引き上げ)

個別支援

補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる住宅

マンションを含む全ての住宅を対象

■ 交付率

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道	国と地方で2/3
・マンション	国と地方で1/3
・その他	国と地方で23%

■ その他

・耐震改修の補助限度額（国＋地方）：

✓ 戸建住宅：83.8万円/戸

(多雪区域の場合：100.4万円/戸) **拡充**

✓ マンション：補助対象単価(50,200円/㎡※)
×床面積×交付率

※倒壊の危険性が高いマンション：55,200円/㎡ **拡充**

・建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

パッケージ支援(総合支援メニュー)

■ 対象となる住宅

マンションを除く住宅

■ 交付対象

補強設計等費及び耐震改修工事費（密集市街地等で防火改修も行う場合は防火改修工事費を含む）を合算した額

（建替えは改修工事費用相当額に対して助成）

■ 交付額（ただし、補助対象工事費の8割を限度）

耐震改修の種別	交付額 (国と地方で定額)
拡充 ・密集市街地等 (防火改修含む)	150万円
拡充 ・多雪区域	120万円
・その他	100万円

■ 対象となる市区町村

以下の取組を行うとともに、毎年度、取組状況について検証・見直しを行う地方公共団体。

- ① 戸別訪問等の方法による住宅所有者に対する直接的な耐震化促進取組
- ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組
- ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となる取組
- ④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発

建築物

耐震診断

民間実施：国と地方で2/3

補強設計等

民間実施：国と地方で2/3

耐震改修等、建替え又は除却

■ 対象となる建築物

- ・多数の者が利用する建築物（商業施設、ホテル・旅館、オフィスビル等（3階建て&1,000㎡以上等））
- ・緊急輸送道路沿いの建築物、避難所等

■ 交付率

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道、避難所等	国と地方で2/3
・その他	国と地方で23%

■ その他

・耐震改修の補助限度額（国＋地方）：

✓ 建築物：補助対象単価(51,200円/㎡※)
×床面積×交付率

※倒壊の危険性が高い建築物：56,300円/㎡ **拡充**

・建替え、除却は改修工事費用相当額に対して助成

拡充 は令和2年度予算における拡充事項